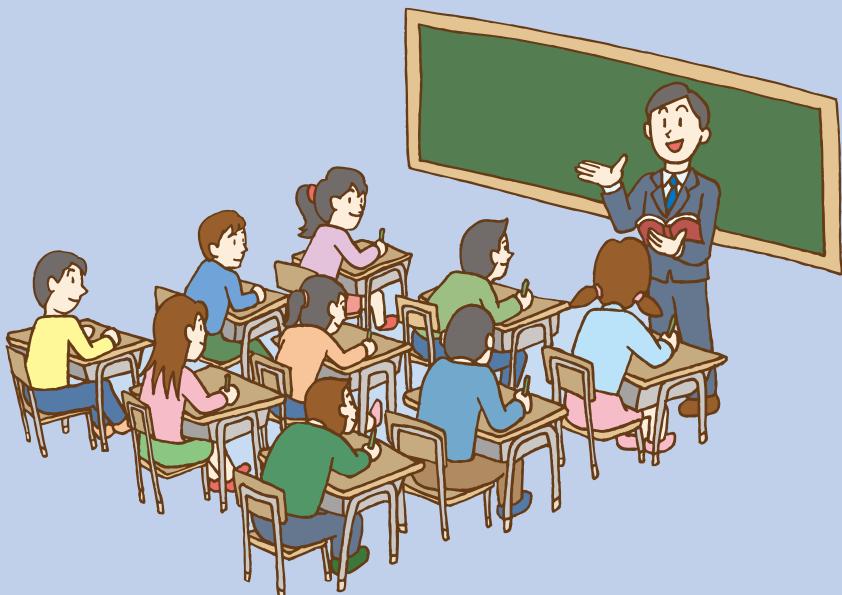


# 学校教育への 信頼を高めるために

教職員のためのコンプライアンスハンドブック



平成23年10月

 長崎県教育委員会

## 大切な人へのメッセージ

あなたが不祥事を起こせば、あなたの大切な人を悲しませ、深く傷つけることになります。

大切な人を守るためにも、絶対不祥事は起こさないとのあなたの決意をメッセージとして贈りませんか。

【 】へ

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

年 月 日

子どもは先生たちのことが大好きで、尊敬しています。  
こんな子どもたちを裏切ってはなりません。

わたしの先生は、楽しくてよくほめてくださる先生です。でも、きまりを守らなかったり、うそをついたりすると、大声でしかります。

じゅ業で分からないうがあれば、ほうか後に教えてくれます。

きびしいけれど、いつもわたしたちのことを考えてくれる先生です。

わたしは、先生が大好きです。

「こころのノート」小3・4年から



授業はとてもおもしろくて、説得力のある話が大好きでした。  
怒られたり、ほめられたりの毎日だったけど、私にとっての○○先生は先生としても、一人の人間としてもあこがれの先生です。自分の思っていることがはっきり言えて、積極的に取り組む、そんな先生が大好きです。

卒業生から寄せられたメッセージから

毎日の早朝練習から放課後遅くまで、部活に明け暮れた3年間でした。先生の厳しく温かい指導のおかげで、自分にちょっとだけ自信が持てるようになりました。諦めずに最後までがんばってられたのも、先生のおかげだと感謝しています。先生、ありがとうございます。

卒業生から寄せられたメッセージから



**保護者のみなさんは先生方に大きな期待と信頼を寄せています。  
こんな保護者の気持ちに応えましょう。**

学校から帰ってきた子どもの顔がとても楽しそうでした。

そして、今日、学校であったことをにこにこしながら話してくれます。

なんてうれしいことでしょう。

保護者の手紙から



うちの子は学校が大好きで、いつも朝早く家を出でていきました。先生のおかげで、人に対する優しさや、何でも自分でやってみようという気持ちを教えてもらった気がします。

卒業式で寄せられた保護者のメッセージから

娘が毎日笑顔で登校できたのは、先生のおかげだと感謝しています。

家では学校の出来事によく話してくれました。

先生に感謝しております。

卒業式で寄せられた保護者のメッセージから



## はじめに

長崎県教育方針においては、「教育に携わる者は、子どもたちに深い愛情を注ぎながら、その使命を自覚し、識見と指導力を高め、本県教育の充実と発展に努めなければならない。」と記されています。

教育は、児童生徒や保護者はもとより、県民の厚い信頼があつてこそ成り立つものですが、残念なことに、ここ数年、わいせつ行為、飲酒運転、窃盗など、本県教育に対する期待や信頼を根幹から揺るがす不祥事が相次いで発生しました。

すべての教職員は、こうした厳しい事態を自らの問題として重く受け止め、襟を正しながら、一丸となって不祥事の根絶と学校教育の信頼回復に努めていかなければなりません。

このハンドブックは、コンプライアンスに対する意識をいつそう高めることを目的に、教職員に求められる様々な義務、懲戒処分の事例、不祥事を防止していくための対策などを取りまとめたものです。

服務規律委員会や服務規律強化月間の校内研修等で、積極的な活用をお願いします。

このハンドブックを手にした教職員の皆さん一人ひとりが、それぞれの職場で、自らに課せられた使命を自覚し、誇りと情熱をもって日々の教育活動に臨まれるよう期待しています。

平成23年10月

長崎県教育委員会

## 長崎県教育方針

長崎県の教育は、国際交流の歴史が息づく郷土の伝統と文化を継承し、豊かな自然を守るとともに、命の尊さや個人の尊厳を重んじ、公共の精神を身に付け、我が国や世界の平和と発展に貢献していこうとする調和のとれた人間の育成をめざす。

学校・家庭及び地域住民は、「教育県長崎」の確立のため、自らの役割と責任を認識し、互いに手を携え、県民挙げて子どもたちを健やかに育むとともに、生涯にわたって学び続けることのできる社会の実現を図る。

とくに、教育に携わる者は、子どもたちに深い愛情を注ぎながら、その使命を自覚し、識見と指導力を高め、本県教育の充実と発展に努めなければならない。

不祥事が相次いで発生したことを重く受け止め、県教育委員会の思いを教職員の心に届けるために、平成22年4月1日に「不祥事防止のための緊急メッセージ」を発出しました。

## 不祥事防止のための緊急メッセージ

今年も、「教職員になりたい」という夢を実現した153名の初任者が、辞令を手にそれぞれの任地へと赴きました。

教育の道を歩き始めた彼らの清々しい姿にふれ、あらためて「先生」と呼ばれたあの日の決意を懐かしく思い出しました。教師としての歩みの原点に立った彼らの確かな成長を願わざにはいられませんでした。

人は学ぶことによって成長するものであり、その学びを導く営みが「教育」であります。子どもに学びを求め、学びを導く者であるからこそ、教師には自ら学び続けていくことが求められています。皆さんには、そのような「自ら学び高める教育者」になっていただきたいと願っています。

ところが、すでにご承知のように、最近、教職員による不祥事が相次いで発生しました。こうした不祥事は、ごく一部の者の行為であっても、学校教育に対する子どもたちや保護者の信頼を著しく損ない、教職の誇りを傷つけるものです。毎日の指導に懸命に取り組む多くの教職員を裏切る行為であり、断じて許されるものではありません。

教職員の皆さん。

あなたが新任教師となったときの思いに立ち返り、教える者の誇りを新たにしてください。教職員が尊敬され、学校が信頼されてこそ、教育が成り立ちます。今あらためて「人の師と呼ばれて恥じるところはないか。やましい思いはないか。」と自らに問い合わせみてください。皆さんにそのことを切に訴えます。教師への信頼と尊敬のないところに、子どもの真剣な学びはないと思うからです。

新入生を迎えて、新たなスタートをするそれぞれの学校において、あなたと子どもたちとの豊かな「学び」が展開されることを心から祈り、願いつつ、このメッセージをお届けします。

平成22年4月1日

長崎県教育委員会教育委員長 山崎 滋夫  
教育長 寺田 隆士

## 学校教育への信頼を高めるために

教育は、教職員が尊敬され、学校が信頼されてこそ成り立つものです。

私たち教職員は、県民の期待と信頼に応え、本県教育の充実・発展を図るため、次のことに努めます。

- 1 法令や社会規範を遵守し、県民全体の奉仕者として、誠実かつ公平・公正な職務の遂行に努めます。
- 2 教職員としての使命と責任を自覚するとともに、誇りと情熱をもって日々の教育活動に努めます。
- 3 教職員としての力量を高め、その力を存分に発揮するために、あらゆる機会を通じて研鑽に努めます。
- 4 教職員として互いに力を合わせることのできる、明るく、風通しのよい働きやすい職場づくりに努めます。
- 5 地域社会の一員であることを自覚し、良識ある行動と地域の発展に貢献するための活動に努めます。

## 服務に関する関係法令

教育公務員は、憲法や教育基本法等に定められている義務を絶えず念頭におき、職務を遂行することが求められています。

### 日本国憲法第15条第2項

すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。

### 教育基本法第9条第1項

法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

### 地方公務員法第30条

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

## 職務上の義務

公務員が勤務時間中に職務を遂行する上で守るべき義務

### ①服務の宣誓(地方公務員法第31条)

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

### ②法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地方公務員法第32条)

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、規則、規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならぬ。

### ③職務に専念する義務(地方公務員法第35条)

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

## 身分上の義務

職務の内外を問わず、公務員がその身分を有することによって守るべき義務

### ④信用失墜行為の禁止(地方公務員法第33条)

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

### ⑤秘密を守る義務(地方公務員法第34条)

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### ⑥政治的行為の制限(地方公務員法第36条)

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となってはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

注) 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限  
(教育公務員特例法第18条)参照

### ⑦争議行為等の禁止(地方公務員法第37条)

職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

### ⑧営利企業等の従事制限(地方公務員法第38条)

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

注) 兼職及び他の事業等の従事  
(教育公務員特例法第17条)参照

# 不祥事の防止に向けて

## 1 不祥事を起こさないための心がまえ

### 職場の危機管理「7つの行動指針」

- リスクの90%は現場で起きる現実 -

～ 職員一人一人の危機管理意識を持続させるために ～

#### 1. いつも「ちょっと変だな…?」「本当に大丈夫かな…?」という意識を持って仕事しよう

- ・「知識(経験)」+「意識(ちょっと変だな?)」の複眼で事象を見ること
- ・この意識があれば、兆候を必ず早期に気づき、予防できる

#### 2. いつも「誰かに見られている」という意識で仕事しよう

- ・「誰も見ていないだろう…?」の心理が、つい不正行為に走らせる
- ・この意識があれば手抜き、不正、違反行為に抑止力が働く

#### 3. 「おかしいと思ったことは」「おかしい」と上司に言おう

- ・「おかしいこと」を「おかしい?」と感じないから「独断」する
- ・「報連相」は危機管理の基本動作である

#### 4. 不正行為はいつか必ず発覚すると知ろう

- ・「告発」という“時代の刺客”の目が、どこでも光っている
- ・目前の数万円のために、数千万円を失う愚かさを知ること

#### 5. 大事な自分の家族がどうなるか、を自問しよう

- ・この意識があれば「悪魔のささやき」に負けないですむ
- ・職場の「しがらみ」や「誤った仲間意識」で一生を台無しにするな

#### 6. コンプライアンスとは「当たり前のこと」を「当たり前にやること」だと知ろう

- ・日常業務の99.9%は、コンプライアンスの範囲
- ・わずか0.1%の「多分、大丈夫だろう…?」が不祥事を起こす

#### 7. それをマスコミが知っても問題にならないか、自問しよう

- ・マスコミがそれをどう見るか、それが問題なのだ
- ・「役所の常識」は「社会の非常識」かも

※田中危機管理広報事務所作成

平成23年度長崎県幹部職員「危機管理研修」資料から抜粋

## 2 不祥事防止のポイント



### (1) わいせつ行為は絶対にしない、させない。

- ・わいせつ行為は人として恥すべき行為であり、特に児童生徒を被害者とするわいせつ行為は断じて許されないと認識を強く持つこと。
- ・児童生徒を指導する場合は複数であたり、1対1の場面を作らないこと。
- ・周囲から見て誤解を招く言動はしないこと。
- ・日頃から自らの言動、接し方等を振り返るとともに、他の職員との相互点検すること。

### (2) セクハラ・パワハラは絶対にしない、させない。

- ・相手の人格を尊重すること。
- ・日頃から研修等を通して自己の職責の重さを認識すること。
- ・相手にとって自己の言動が不快か否かを、自分の尺度で判断しないこと。

### (3) 飲酒・酒気帯び運転は絶対にしない、させない。

- ・飲酒をする場所には、自家用車で行かないこと。
- ・飲酒をする場合には、代行等を利用して絶対に運転しない、運転させないようにすること。
- ・飲酒をした者が運転する車に同乗しないことはもちろん、運転させないようにすること。
- ・飲酒した翌朝に酔いが覚めていないと感じた場合は、絶対に運転しないこと。（酒気帯び運転：呼気中アルコール濃度0.15 mg/ℓ以上。アルコール検知器で確認する。）
- ・仮眠すれば大丈夫だという誤った認識は改めること。

#### (4) 体罰や暴言を伴う指導は絶対にしない、させない。

- ・体罰は法令に違反し、児童生徒の心を深く傷つける行為であるという認識を持つこと。
- ・生徒指導等については、全教職員の共通理解のもと組織的に取り組むこと。
- ・不適切な指導に関しては、職員相互に話し合える環境づくりに努めること。
- ・児童生徒に対して、共感的理解を念頭に置き、感情的な指導にならないようにすること。
- ・日頃から児童生徒理解に努め、信頼関係を築くこと。

#### (5) 個人情報は基準に従い、慎重に取り扱う。

- ・個人情報は学校から持ち出さないこと。やむを得ず持ち出す場合には管理職員の許可を得ること。  
また、移動中は常に携帯し、すぐに帰宅するなどして盗難や紛失がないようにすること。
- ・個人情報を自宅のパソコン等に保存しないこと。
- ・USBメモリー等に情報を保存する場合は、必ず暗号化やパスワードを設定すること。
- ・ウイニー等のファイル交換ソフトはインストールしないこと。
- ・ウィルス対策ソフトの更新を怠らないこと。

#### (6) 公金は適切に処理する。

- ・会計規則等にしたがって、正確かつ適切な処理を行うこと。
- ・複数の職員で確認・点検を行うこと。
- ・現金等を机の引き出しやロッカー等に保管しないこと。
- ・一時的であっても、絶対に公金を私的流用しないこと。

### 3 働きやすい職場環境づくり

働きやすい職場環境づくりを進め、健康維持増進はもとより、多忙感やストレス等の解消に努めましょう。

#### 「学校における働きやすい職場環境づくり」 に向けた重点取組（H23年2月作成）の推進

- 1 教職員の意見交換を通した働きやすい職場環境づくりへの取組
- 2 目標管理制度を活用した働きやすい職場環境づくりへの取組
- 3 学校安全衛生委員会等の活性化
- 4 職員室等の環境美化の推進
- 5 ノー部活動データの実施の徹底
- 6 業務の効率化と縮減に向けた管理職員用マニュアル（改訂版）の活用
- 7 小中学校の校務ＩＴ化の推進
- 8 ミドルリーダー育成研修の充実
- 9 メンタルヘルス研修の充実
- 10 教職員のための相談体制の充実

県教育委員会では参考となる資料を作成しています。  
校内研修や服務規律委員会など、さまざまな場面で本  
ハンドブックとともに活用してください。（県教委HPに掲載）



- ◆ 校内研修資料（事例集）「学校のチーム力を高めるために」  
－不祥事根絶と学校の教育力向上を目指して－ (H23.3)
- ◆ 「学校における働きやすい職場環境づくり」に向けた重点取組 (H23.2)
- ◆ 県立学校における教職員の業務の効率化と縮減に向けた  
マニュアル（改訂版）(H22.12)（管理職員用）

# 不祥事防止チェックリスト

## 定期的に活用し、自分を振り返りましょう。

### 1 教職員としての倫理観

No.	チェック項目	自己評価
①	児童生徒を教え導く者としての誇りを常に持っている。	
②	「人の師と呼ばれて恥じるところはないか。やましい思いはないか。」と常に自らに問い直している。	
③	「教職員が尊敬され、学校が信頼されてこそ、教育が成り立つ。」ことを理解している。	
④	教職員として強い使命感と高い倫理性が求められていることを常に自覚し行動している。	
⑤	「教員は自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」ということを常に自覚し行動している。	
⑥	不祥事を他人事としてとらえるのではなく、自分や職場にも発生するおそれがあるものとしてとらえている。	
⑦	報道等で不祥事事件を知ったとき、自分の事にあてはめて考えている。	
⑧	不祥事により失われた信頼の回復には、多大な努力と時間が必要であることを理解している。	
⑨	保護者や地域の人たちと共に、児童生徒を育てようという意識を持っている。	
⑩	保護者や地域の人たちの意見を聞いたり、情報交換をしたりすることが円滑にできている。	
⑪	人権問題が身近に存在していることを認識し、一人ひとりの違いを認める等、人権を尊重した対応を行っている。	
⑫	人権教育についての研修会に参加する等、常に研修を行っている。	
⑬	人権侵害に当たる行為を認識している。	
⑭	児童生徒や保護者・同僚等に、差別的な言動を行っていない。	

【自己評価:○:あてはまる、△:ややあてはまる、×:あてはまらない】

## 2 わいせつ・セクハラ

No.	チェック項目	自己評価
①	児童生徒に対しては、子どもの立場に立って考え、指導するよう心がけている。	
②	下校時や放課後等に児童生徒を自家用車に乗せて送ることはない。	
③	児童生徒と私的な連絡(携帯電話やメール等)をすることはない。	
④	児童生徒への指導は複数で行うようにしている。	
⑤	児童生徒に対して、誤解を招くような身体への接触を行うことはない。	
⑥	職場や酒席等で周囲の人の身体を触ることはない。	
⑦	職場や酒席等で同僚・保護者等に性的な話をする事はない。	
⑧	職場や酒席等で同僚・保護者等に容姿や年齢・結婚等について、しつこく聞くようなことはない。	
⑨	酒席や食事にしつこく誘うようなことはない。	
⑩	セクハラは自分ではなく、相手の認識であることを理解している。	
⑪	相手が許容するだろうと勝手に判断して行動することはない。	
⑫	公的な立場と私的な立場を混同して判断することはない。	

【自己評価:○:あてはまる、△:ややあてはまる、×:あてはまらない】

## 3 飲酒運転・交通違反

No.	チェック項目	自己評価
①	運転中は、シートベルトを必ず着用し、同乗者にも着用を促している。	
②	運転中は、携帯電話を使用していない。	
③	法定速度を守り、常に安全運転を心がけている。	
④	飲酒しないと決めていながら、誘いを断りきれずに飲酒してしまうことはない。	
⑤	飲酒後、仮眠して車を運転することはない。	
⑥	酒席の際には、飲酒運転防止の具体的な対策をしている。	

⑦	車を運転する必要がある同僚や保護者に酒をすすめるようなことはしない。		
⑧	翌朝、車を運転する必要があるときは、飲酒を早めに切り上げるようにしている。		
⑨	アルコール検知器を活用している。		

【自己評価:○:あてはまる、△:ややあてはまる、×:あてはまらない】

#### 4 体罰

No.	チェック項目	自己評価
①	児童生徒の言動や態度に、感情的に対応することはない。	
②	児童生徒に肉体的・精神的な苦痛を与えるような言動はしていない。	
③	集団の前で一人の児童生徒を叱責することはない。	
④	児童生徒の話をしっかりと聞くなど、原因を明らかにしてから冷静に指導するよう心がけている。	
⑤	自分の指導方法について、他の職員と話し合うことは大切であると思っている。	
⑥	自分の指導について、保護者や同僚から体罰ではないかと指摘されたことはない。	
⑦	他の職員が体罰を行った場合、指摘することができる。	
⑧	児童生徒や保護者と信頼関係があったとしても、体罰を行うことは許されないとと思っている。	
⑨	威圧的な態度で指導していない。	

【自己評価:○:あてはまる、△:ややあてはまる、×:あてはまらない】

#### 5 個人情報の保護

No.	チェック項目	自己評価
①	児童生徒や保護者の個人情報を他人に話してはいけないことは、公務員の義務であることを理解している。	
②	部外者がいる場所(酒席や飲食店等)で児童生徒や保護者の個人情報をみだりに話すことはない。	
③	机上の書類は整理しており、散乱することはない。	
④	個人情報が記載されている書類を机上に広げたままで離席することはない。	

⑤	個人情報が記載されている書類は、適切な場所に保管している。		
⑥	個人情報が記載されている電子ファイルは、パスワードを設定し、適切な場所に保管している。		
⑦	個人情報を外部に持ち出す場合(自宅に持ち帰る場合等)は、必ず管理職員に許可を得ている。		
⑧	個人情報が記載されている書類が入ったかばんやパソコンを自家用車内に放置して車を離れる事はない。		
⑨	自宅のパソコンには、セキュリティソフトをインストールしている。		
⑩	自宅のパソコンには、ファイル交換ソフトをインストールしていない。		
⑪	自宅のパソコンで個人情報を取り扱う場合は、LAN(有線・無線)やインターネットに接続していないパソコンを用いている。		
⑫	自宅のパソコンには、個人情報が入った電子ファイルを保存していない。		
⑬	自宅のパソコンには、家族等使用者別にパスワードを設定している。		

【自己評価:○:あてはまる、△:ややあてはまる、×:あてはまらない】

## 6 公金処理

No.	チェック項目	自己評価
①	個人の現金、学級費、部活動費等は、施錠できる引き出しや金庫等に保管している。	
②	学級費や部活動費等の出納簿は、管理職員や他の職員からチェックを受けている。	
③	学級費や部活動費等の会計処理(帳簿や請求書・領収書等の整理保管と支出)は適正に行っている。	

【自己評価:○:あてはまる、△:ややあてはまる、×:あてはまらない】

## 懲戒処分の状況 (H17~H22年度)

### 1 年度別件数

年 度	17	18	19	20	21	22	合 計
件 数	7 件	13 件	10 件	9 件	9 件	13 件	61 件
人 数	7 名	16 名	15 名	12 名	11 名	21 名	82 名

※平成18年度の経理処理問題による処分は除く。

### 2 校種別件数

(管理監督責任処分を除く人数。以下 7まで同じ。)

校 種	件 数	割 合
県教委	2 件	3.3%
小学校	16 件	26.2%
中学校	29 件	47.5%
県立学校	14 件	23.0%
合 計	61 件	

件数に対し人数が多いのは、  
管理監督責任処分件数が増加  
しているため。

### 3 男女別件数

性 別	件 数	割 合
男 性	55 件	90.2%
女 性	6 件	9.8%
合 計	61 件	

男性が9割を超えている。

### 4 職種別件数

職 種	件 数	割 合	備 考
校 長	2 件	3.3%	管理監督責任処分を除く
教 頭	2 件	3.3%	
教 諭	49 件	80.3%	うち、臨時的任用の講師 5 件
そ の 他	8 件	13.1%	事務職員等
合 計	61 件		

## 5 年代別件数

年代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	合 計
件 数	10 件	22 件	22 件	6 件	1 件	61 件
割 合	16.4%	36.1%	36.1%	9.8%	1.6%	

44 件 72.1%

30代～40代が7割を超えている。

## 6 勤務年数別件数

勤務年数	5年未満	5～10年未満	10～15年未満	15～20年未満	20年以上	臨時の任用	合 計
件 数	7 件	7 件	7 件	10 件	25 件	5 件	61 件
割 合	11.5%	11.5%	11.5%	16.4%	41.0%	8.2%	

## 7 行為別件数

行 為	わいせつ	セクハラ	酒気帯び運転等	窃 盗	体 罰	交通事故違反等	その他	合 計
件 数	15 件	2 件	9 件	7 件	12 件	2 件	14 件	61 件
割 合	24.6%	3.3%	14.8%	11.5%	19.7%	3.3%	23.0%	

わいせつ、セクハラ、  
酒気帯び運転、窃盗の  
件数が5割を超えて  
いる。

33 件 54.1%

(他の内訳)  
電子記憶媒体紛失等…3件  
不適切な業務等………3件  
無断欠勤等……………2件 など

## 8 処分量定別人数

(管理監督責任処分を含むすべての被処分者)

量 定	人 数	割 合	備 考
免 職	29 名	35.4%	うち、わいせつ行為13名、酒気帯び運転 7名
停 職	11 名	13.4%	うち、わいせつ行為 2名、酒気帯び運転 2名
減 給	7 名	8.5%	うち、管理監督責任 1名
戒 告	35 名	42.7%	うち、管理監督責任20名
合 計	82 名		

## 懲戒処分別事例

### 1 免職処分の事例

#### (1) わいせつ行為

- ① 出会い系サイトで知り合った18歳未満の女子に対してホテル内で児童買春した。(児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(以下、児童ポルノ法という。)違反逮捕)
- ② 駐車場に止めた自家用車内において、女子中学生にみだらな行為をした。(長崎県少年保護育成条例(以下、保護条例という。)違反逮捕)
- ③ 衣服を脱がせた児童の姿をデジタルカメラで撮影し、その画像を所有するパソコンに記録した。(児童ポルノ法違反逮捕)
- ④ 携帯電話サイトで知り合った女子高校生に対して、18歳未満と知りながら、自家用車の中でみだらな行為をした。(保護条例違反逮捕)
- ⑤ 県内のホテルで、相手が18歳未満と知りながら、女子高校生にみだらな行為をした。(保護条例違反逮捕)

#### 【関係法令】

#### 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

##### 第4条及び第7条

- ・児童買春をした者は、5年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。
- ・児童ポルノを提供、製造した者は、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

#### 長崎県少年保護育成条例

##### 第16条

- ・少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。
- ・少年に前項の行為を教え、又は見せてはならない。

##### 第22条

16条に違反した者は2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## (2) 酒気帯び運転

- ① 自宅で飲酒し、翌朝自家用車で通勤途中に自車を横転させる自損事故を起こした。(道路交通法違反逮捕)
- ② 職場の慰労会で飲酒した後、酒気帯び状態で自家用車を運転し帰宅した。
- ③ 懇親会で飲酒した後、早朝酒気帯びの状態で自家用車を運転し帰宅した。(道路交通法違反逮捕)
- ④ 飲酒した後、早朝酒気帯びの状態で自家用車を運転し、帰宅途中に自損事故を起した。(道路交通法違反逮捕)

### 【関係法令】道路交通法

#### 第65条

- ・酒気を帯びて車両等を運転してはならない。
- ・車両等を運転することとなるおそれがある者に対し、酒類を提供し、又は飲酒をすすめてはならない。

#### 第117条の2

酒に酔った状態で運転した者は、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

#### 第117条の2の2

酒気帯び状態で運転した者は、3年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

## (3) 窃盗

- ① パチンコ店で客が置き忘れた財布を窃取した。
- ② 同僚のバッグから金品を盗もうとした。  
また、別の日には、同種の手口で同僚のバッグの中にある財布から現金を盗んだ。
- ③ 県外の学校施設に侵入し、衣類を窃取した。
- ④ 大型量販店において、衣類等の商品を窃取した。

#### (4) 盗撮

- ① パチンコ店内で、女性店員のスカートの中をカメラ機能付携帯電話で盗撮した。(長崎県迷惑行為等防止条例違反逮捕)
- ② 公衆浴場において、ビデオカメラを用い、入浴する女子児童を盗撮した。(長崎県迷惑行為等防止条例違反逮捕)

#### (5) 住居侵入

深夜にマンションの敷地内に無断で侵入し、玄関ドアスコープから住居をのぞき見た。(住居侵入容疑で現行犯逮捕)

#### (6) 公金横領（学校諸費会計）

学校給食費やP T A会費等を横領し、パチンコ代や消費者金融への返済に充てた。



## **2 停職処分の事例**

### **(1) セクハラ行為**

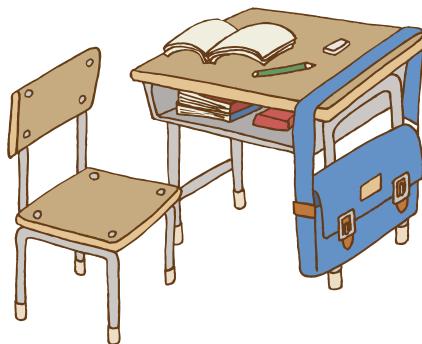
女性教諭に対し、職場内で本人の意に反した言動を繰り返し行った。

### **(2) 窃盗**

更衣室に置いていた同僚職員の小物を無断で持ち去り、自分のバッグに入れた。

### **(3) 虚偽報告、不適切な業務執行**

校長として行わなければならない職務を実施せず放置し、必要な手続きを踏まずに関係書類を作成した。



### **3 減給処分の事例**

#### **(1) 体罰**

生徒が「自分の悪口を言っていた」ということを聞き、叱責し、頬や頭部を繰り返し叩く等の体罰をした。

#### **(2) 交通死亡事故**

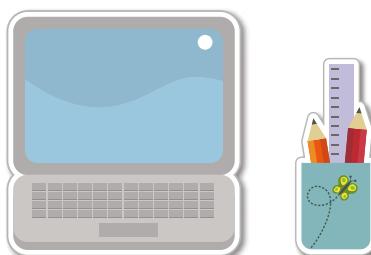
普通乗用自動車で走行中、道路を横断していた被害者に衝突し死亡させた。

#### **(3) 営利企業等従事制限違反**

商品販売会社の会員となり、他の者を会員として加入させ、報酬を得た。

#### **(4) 不適切な情報処理**

ファイル交換ソフトがインストールされている自宅のパソコンを利用して、校務に係るデータを処理し、生徒や職員に関する情報を流出させた。



## **4 戒告処分の事例**

### **(1) 管理監督責任**

所属職員に対する管理監督責任を問われた校長への処分。

- ① 児童生徒に対するわいせつ行為
- ② わいせつ行為
- ③ 女性教諭に対するセクハラ行為
- ④ 酒気帶び運転
- ⑤ 窃盗
- ⑥ 体罰
- ⑦ 公金(学校諸費会計)横領

### **(2) 体罰**

- ① 服装の乱れを注意するが、指導を素直に受けようとしている生徒に対し、背中を膝で蹴る等の体罰をした。
- ② 校内でお菓子を食べている生徒に対して指導するが、反省の様子が見られず、顔や頭を平手で叩く等の体罰をした。

### **(3) 電子記憶媒体紛失**

本人が所有するＵＳＢメモリーに、児童生徒の個人情報を保存したまま紛失した。

### **(4) 器物損壊**

同僚職員と飲酒した後、徒歩で帰宅する際に、市道に設置してある公物を破損した。

## 不祥事が与える影響

不祥事を起こした場合には、個人はもとより家族及び教職員全体に大きな影響が及ぶことを忘れてはいけません。

その影響については以下のとおりです。

### 1 法的責任

#### (1) 身分上の責任

免職、停職、減給及び戒告の懲戒処分が行われます。

#### (2) 刑事上の責任

- ・刑法、児童福祉法、道路交通法などの刑罰規定により、懲役刑や罰金などが科せられます。
- ・禁固刑以上の刑に処せられた場合には失職し、教員免許状も失効します。

#### (3) 民事上の責任

- ・被害者の金銭的損害や精神的損害による治療費や慰謝料の請求に対して賠償の責任が生じます。
- ・公務員が違法に他人に損害を与えた場合には、県や市町が賠償責任を負うことになります。職員に故意又は重過失がある場合には、県や市町は当該職員に対して求償する権利があります。

### 2 社会的・道義的影响

#### (1) 教職員全体の信用失墜

- ・一人の教職員の不祥事が、今まで築き上げてきた信用を一瞬のうちに壊してしまいます。また、一生懸命、誠実に勤務している教職員までも信頼を失うことになります。
- ・児童生徒、保護者、地域住民の信頼の上に「教育」が成り立つことを忘れてはなりません。
- ・一度失われた信頼を回復するためには、多くの時間と努力が必要になります。
- ・学校では、不祥事の内容を知った保護者や地域住民から問い合わせの電話や苦情などが相次ぎ、その対応に追われて教育活動に支障が生じることになります。

## (2) 関係者に対する影響

- ・個人の不祥事により、教職員全体が保護者や地域住民から不信を招くことになります。ひいては学校や県の教育全体に対する見方も変わり、信頼が失われる事が懸念されます。
- ・自分を信頼して指導を受けてきた児童生徒の心に深い傷を残すことになり、心理的・精神的な影響は計り知れません。
- ・氏名等が公表された場合には、本人はもとより本人の親、配偶者や子どもに対する周囲からの目が気になり、他県に引っ越しなければならなくなったり、離婚や一家離散の状態になった例もあります。
- ・失職により収入がなくなり、ローンの支払いも滞り、生活費も得られなくなります。

## 3 教員免許の失効

教員が懲戒免職の処分を受けた場合には免許状は失効し、免許状を免許管理者へ返納しなければなりません。

## 4 給与面での影響

懲戒処分は、昇給（給料月額）、期末・勤勉手当、退職手当のすべてに影響します。

例えば、採用13年目（35歳）の県立学校の教諭が免職処分を受けると、定年まで働いた時と比べて、約1億9千万円の損失となります。

## 5 医療面での影響

免職により現在加入の医療保険（公立学校共済組合）の資格を喪失することとなり、現在の保険証では、家族（被扶養者）も含め、医療機関で受診できなくなります。

## 6 年金面での影響

懲戒処分により、年金額（共済年金）は、本来受け取る額より減少します。

## 資 料 編

各 種 相 談 窓 口

懲 戒 処 分 基 準

懲戒処分の公表基準

## 各種相談窓口

### 教職員のための相談電話

- ・学校教育にかかる教職員自身の悩み（学校経営、児童生徒、保護者、地域、職場の人間関係にかかること）
- ・学校教育上の諸問題に関する法的対応にかかる悩み

◆相談窓口：県教育センター

◆相談形態：電話

◆電話番号：0120-72-5312（専用フリーダイヤル）  
0957-53-1136（専用電話）

◆相談時間：月～金（祝日は除く） 9:00～17:00  
※平成23年度は20:50まで対応

◆その他：受付はFAXや電子メールでもできます。（回答は電話）  
FAX 0957-50-1950（専用FAX）  
メール kyoushokusoudan@edu-c.pref.nagasaki.jp

### 教職員のためのメンタルヘルス相談

- ・教職員のストレスや悩み、不安など

◆相談窓口：指定専門医療機関（県内各地域、県外）

◆相談形態：面談、インターネット、電話 ※年3回まで無料相談

◆指定専門医療機関の所在地、相談時間等は、年度始めの4月に全教職員に配付する「教職員のためのメンタルヘルス相談」リーフレットに記載

◆問合せ先：福利厚生室 095-894-3342

◆その他：詳細はHP 教職員のメンタルヘルス相談室

### 職員からの苦情相談

- ・職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件、服務等人事管理全般に関するもののほか、職場におけるいじめや嫌がらせ、セクシュアル・ハラスメントに関する悩み事や苦情など

◆相談窓口：県人事委員会

◆相談形態：電話、手紙、面談

- ◆対象範囲：県立学校及び町立学校
- ◆電話番号：095-894-3554（専用電話）
- ◆そ の 他：詳細はHP 長崎県人事委員会→職員からの苦情相談

### 法令違反通報

- ・法令に違反する行為又はその恐れのある事実
- ・個人の生命、健康、財産若しくは生活環境等を害し、又はこれらに対して重大な影響を与える恐れのある行為

- ◆相談窓口：県教育庁総務課長
- ◆通報形態：親展文書、FAX
- ◆郵 送 先：〒850-8570 長崎市江戸町2-13 県教育庁総務課
- ◆FAX番号：095-894-3470
- ◆問合せ先：総務課法務監察班 095-894-3313  
※制度に関すること
- ◆外部相談窓口：堀江憲二（弁護士）
- ◆郵 送 先：〒850-0033 長崎市万才町7-1 堀江法律事務所
- ◆FAX番号：095-824-2444
- ◆そ の 他：詳細はHP 長崎県教育委員会→法令違反等通報制度

### その他各種相談(県の機関)

- ・家庭、人間関係等・食品・介護保健事業所のサービス・こども
- ・配偶者暴力（D V）・アルコール、薬物関連・心の悩み
- ・難病・悪徳商法・女性の犯罪被害・暴力相談等に関する相談

- ◆相談窓口：県の各担当機関
- ◆そ の 他：詳細はHP 長崎県公式ウェブサイト→各課の問い合わせ先  
→電話等で相談

# 教職員の懲戒処分の公表基準について

平成23年3月18日  
長崎県教育委員会

## 1 目的

公務員倫理の確立と情報公開の観点から、県教育委員会が行った懲戒処分について、児童生徒等への影響を考慮しながら、原則として公表することにより、教職員としての自覚の喚起と不祥事の再発防止を図り、公務に対する県民の信頼を確保することを目的とする。

## 2 公表の対象となる処分

地方公務員法第29条に基づく懲戒処分（懲戒処分事案に関連して行われる文書又は口頭による訓告を含む。）

## 3 公表の時期

原則として、処分後、速やかに公表する。

## 4 公表する事項

(1)公表する内容は、次のとおりとする。

- ① 被処分者「都市・所属区分(事務局等又は学校の種類)・職名・年齢・性別」
- ② 処分年月日
- ③ 処分の種類
- ④ 処分事由

(2)次の場合は、(1)に加え、被処分者の所属名及び氏名を公表する。

- ① 懲戒免職処分
- ② 報道等により被処分者の氏名等が公表されている事案にかかる懲戒処分

## 5 公表の例外

被害者等の人権に配慮して、次のいずれかに該当する場合は、4にかかるらず、公表内容の一部を公表しないことができる。

① 被害者等が公表しないことを求めている場合

② 被害者等のプライバシーその他の権利利益が侵害されるおそれがある場合

## 6 公表の方法

公表は、原則として県政記者クラブに対する資料提供により行う。

## 7 適用年月日

この基準は、平成23年3月18日から適用する。

# 学校教育への 信頼を高めるために

教職員のためのコンプライアンスハンドブック

---

発 行 平成23年10月  
長崎県教育委員会  
〒850-8570 長崎市江戸町2-13  
印 刷 (株) クイックプリント



高校生の文化の祭典  
平成25年、夏  
長崎で開催！

平成25年  
7月31日～8月4日

第37回 全国高等学校総合文化祭  
**2013 長崎しおかぜ総文祭**  
～集え長崎 帆を張れ 文化の船に～

「美龍（めいろん）」



**長崎がんばらんば 国体 2014**  
**長崎がんばらんば 大会 2014**

第69回国民体育大会／第14回全国障害者スポーツ大会 君の夢 はばたけ今 ながさきから

所属

名前